
2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

- 河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。
- 河川整備計画対象期間は、概ね 30 年とします。

2.2 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、既往最大規模となった平成 11 年 6 月 29 日及び平成 30 年 7 月豪雨洪水相当の流量について、河川からの越水による家屋浸水被害が生じないよう、河川改修を行います。また、洪水調節機能の確保に向けた検討を行うとともに、既設の椋梨ダムについては、治水機能向上に向けた容量の更なる有効活用に向けた検討を行います。

また、河口部においては、沿岸地域を異常な高潮から防御することとします。

さらに、想定される規模を超える洪水や高潮及び整備途上における施設能力以上の洪水などによる被害を最小限に抑えるため、堤防、護岸の強化対策を行います。また、水防防災テレメータシステムにより水防警報など必要な対策・支援を迅速に行うほか防災情報システムや河川防災ステーションを有効に活用し、関係機関や地域住民との連携による、情報伝達、警戒避難体制等の強化に努めます。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、流水の清潔の保持等の水環境を良好に維持するとともに、水利使用の安定取水が可能となるよう、本郷取水場地点における必要な流量、かんがい期（5/1～9/20）は概ね $4.84\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期（9/21～4/30）は概ね $2.61\text{m}^3/\text{s}$ の確保を、洪水調節施設を活用することにより図ります。また、渇水時には状況を把握し、河川流量等に関する情報収集・提供を行うなど関係機関との円滑な渇水調整に努めます。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、オヤニラミ、ミナミメダカ、ゴクラクハゼなどの貴重な魚類をはじめとする動植物の生息・生育・繁殖環境や本川中流部の船木峡、支川仏通寺川の昇雲の滝などの良好な河川環境の保全に努めるほか、河川環境の現状と課題について地域住民に広報し、河川に興味を持ち親しみを感じるような川づくりを進めるとともに、河川愛護の啓発・促進を図ります。なお、外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除にも努めます。

河川改修を行う際には、河川毎、地域毎の特性に配慮し、親水施設の設置など河川環境の整備に努めるほか、動植物の生息・生育場となっている河床部の濁筋や瀬・淵等の復元を図るなど、河道及び周辺の自然環境に配慮します。